

令和5年度 第3回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年6月9日(金) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (26人)

会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	11番	室山恵美	委員
12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員	14番	松本幸男	委員
16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員	18番	數馬 豊	委員
19番	美田俊一	委員						

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (1人)

10番 衣笠健一郎 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第17号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

すので、後日この方が来られてそういう話をされると思っていますので、とりあえず処理の方法について説明を致しました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。現在報告されたとおりでないかなと思います。また来られたら事務局のほうで対応していただければと思います。
それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり2件の申請がございます。番号1、番号2ともに贈与による所有権移転でございます。

次に議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページから5ページに記載のとおり6件の申請がございます。番号1及び番号2は〇〇〇〇地内における一般住宅の建築で、申請地を2つに分筆しましてそれぞれに転用を行うものでございます。申請地は都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域に指定されておりますので原則許可でございます。申請地は持分3分の1ずつ3名の名義となっておりますが、番号1の申請者〇〇〇〇さんと渡人の〇〇〇〇さん他2名の〇〇〇〇さんとは親子関係でありまして、共有名義のうちの3分の1は贈与、3分の2は売買ということでの所有権移転となります。

番号3については〇〇地内における建売住宅7区画の計画でございます。農地区分は第2種農地で、許可根拠は集落接続でございます。

番号4及び番号5についてはいずれも県の公共工事に伴う一時転用でございます。番号4は〇〇〇地内、番号5は〇〇地内における一時転用でいずれも農振農用地でございますが、県の公共工事によるものなので原則許可でございます。

番号6は〇〇地内における一時転用で、車両待避所の整備でございます。農地区分は農振農用地ですが、許可根拠は一時転用で原則許可でございます。

続いて議案第14号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案7ページのとおり1件の申請がございます。

議案第15号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の10ページから26ページのとおり48件の利用権設定の申し出がございます。

次に議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございますが、議案31ページのとおり1件の申請がございます。

議案第17号 農用地利用集積等促進計画については議案34ページから37ページのとおり80件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議案第12号 農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮り致します。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。贈与ですけど、親族とか、関係ない間柄なんではないですか。

議長 はい、事務局。

事務局 2件とも親族という関係はございません。以上です。

議長 はい、よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第12号は承認と致します。

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページ議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について皆さんにお諮り致します。事務局より補足があります。

事務局 補足で説明をさせていただきます。昨年度まで県や市の公共工事に伴う一時転用につきましてはその他報告事項で説明をさせていただいておりましたが、令和5年4月1日受付分から若干ルールが変わっておりまして、公共団体が自ら借地を行う場合これまでどおり転用許可は不要で届出のみで良いので、その他報告事項での説明となるのですが、請負業者名義で借地を行う場合には転用許可が必要というふうに国のほうから指摘がありまして、そのように取り扱うようになっております。ですので請負業者の名義で借地する場合には、今回のように議案での審議となりますので、ご承知置きください。

議長 ということは、現地の調査が必要になったということです。余分な時間が費やされるということです。できれば公共工事については発注者のほうでしていただければこういうことはないということです。この間県のほうにはそれを申し入れしておきました。各東中西部の総合事務所それから県土整備局、農林局に対してきちんと発注者のほうでしていただければ、手間が省けるんじゃないかということで。農業会議はしてあると思っていたようで、してないよ。1回1回業者が法務局に持って行ったりなんのくんのせないけんで大変だよと言っておきましたので。

それで今回の件につきましては、今日の午前10時より当番委員であります船越委員、鳥飼委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して鳥飼委員より報告をお願い致します。

鳥飼推進委員 推進委員の鳥飼です。午前10時から会長、局長と6名で現地確認に伺いました。申請番号の1番から6番まで現地を確認しましたが、問題なかったことを確認しましたので報告致します。

議長 ただ今鳥飼委員より問題がないということで報告がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第14号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして6ページ議案第14号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、本件につきましても午前10時より先程の当番委員と一緒に現地の調査に行っておりますので、先程同様鳥飼委員より報告をお願い致します。

鳥飼推進委員 推進委員の鳥飼です。申請番号の1番、これの現地確認を致しました結果問題なかったことを報告をさせていただきます。以上です。

議長 問題なしという報告がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第15号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

10ページ番号1番は、17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。申請番号1番、〇〇〇〇〇の3筆、6, 403㎡

の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして22ページ番号37番は、18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 22ページでございます。申請番号37番、〇〇の2筆、4,985㎡の使用貸借の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の案件につきまして、説明がございましたので質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致しまして、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続き全体の説明を事務局よりお願いします。

事務局

10ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は175,776.96㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから26ページまでの記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、27ページから29ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

ただ今議案第15号について事務局より説明がございました。全体の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長

はい、全員賛成でございますので承認と致します。

議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議長

続きまして議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明させていただきます。議案31ページをご覧ください。相続人は〇〇の〇〇〇〇さん、被相続人は〇〇の〇〇〇〇さんでございます。被相続人は令和4年8月10日に亡くなられ、ここで発生した相続でございます。

相続税の納税猶予の制度については大きく3つ条件があり、まず亡くなられた被相続人が生前において農地をきちんと管理しておられて、農業をされていた方であること。次に相続人が相続された農地をこれからきちんと営農されていくということ。最後に相続の対象となる農地がきちんと管理された農地であること、という3点でございます。1点目につきましては、涌嶋推進委員にもちょっと聴き取りをさせていただきまして、兼業で農業をされていた方であることを確認しております。2点目の相続人についてですけれども、相続人は被相続人の長女の夫でこれまで被相続人と一緒に対象農地を耕作されており、今後も継続して耕作されることを本人から聴き取りしております。3点目、対象農地の現況についてですが、事務局のほうで5月30日に現地を確認しましたところ畑のほうにネギやじゃがいも、トマトなどの野菜が作られておりましたし、田については田おこしが終わった状況でした。以上納税猶予の条件を満たしており、適格と認めることが妥当であると判断します。以上でございます。

議長

ただ今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第17号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第17号 農用地利用集積等促進計画についてお諮り致しますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

35ページ40番から37ページ80番は、18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 35ページ番号40番から37ページの番号80番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇外41筆62, 987㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定で以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですのでただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致しまして、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されま

したので報告致します。

以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 34ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、34ページの番号1番から37ページの番号80番まで、合計で80筆、109,143㎡の水田でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

議長 ただ今議案第17号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。以上で議事は終了と致します。

(6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について、(2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、(3)耕作届の受理について。(3)まで岩田主任より報告してください。

事務局 2ページ目農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございますが、2アール未満の農業用施設に供する場合についてでございます。本件については届出地に農業用倉庫を設置されるものでございます。届出地及び位置図については記載のとおりでございます。

次に3ページ目、農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございますが倉吉市の文化財課が実施する埋蔵文化財の試掘調査に伴う一時転用でございます。届出地及び位置図については記載のとおりでございます。転用期間は5月の17日から6月9日まででございます。

続きまして4ページ目、5ページ目、耕作届の受理についてでございます。まず4ページ目は(1)ですが、届出者は〇〇の〇〇〇さん。届出地は〇〇〇〇地内の宅地2筆でございます。宅地であった土地に果樹を植えて管理されるものでございます。次に5ページ(2)についてですが、届出者は土地所有者〇〇〇〇〇さんの相続人代表、〇〇〇〇〇さん。届出地は〇〇〇地内の宅地でございますが、以前から田として別の方が耕作されていたということでございまして、土地所有者が亡くなられこれから相続手続きを始められるにあたって農地として今後利用権の設定等も検討されたいとの相談があったものでございます。いずれも5月26日に現地の状況を、事務局で農地となっているのを確

認しております。以上でございます。

議 長

はい。(4) 梶本主幹より。

事務局

はい、6ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は5件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が所有者の子である〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は売買ということであります。

7ページ、2番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇〇の畑であります。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということであります。

8ページ3番目は相談者が所有者の子である〇〇〇〇〇〇さんで、〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

9ページ4番目は相談者が所有者の妻である〇〇〇〇〇〇さんで、〇〇、〇〇〇、〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

12ページ5番目は相談者が〇〇〇〇〇さんで、〇〇の田、畑であります。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願い致します。

議 長

それでは、6ページからいきます。福井委員。

8番

売れないでここは。

議 長

それならそれでいいです。

8番

まあ、頑張ってみます。

議 長

はい。続いて、〇〇。原田さん。

17番

はい。

議 長

お願いします。次、〇〇〇。これは〇〇〇でもどの辺になるか。〇〇か、小谷委員さんですか、お願いします。次は〇〇。

18番

山下委員と小谷委員、數馬と3人でします。

議 長

はい。次はこれは〇〇、〇だ。田倉委員、塚根委員とお願いします。

続きましてあっせん活動の状況について報告をお願いします。こんなは數馬委員、山下委員、小谷委員で代表は數馬委員ですか、お願いします。

18番

報告します。現状の分で本人には連絡はしておりませんが、耕作のほうで隣の人に一番最初に聞きましたら隣の隣を作っていて、そんなんを返すから世話をしとせと。で、そんなんの隣の人に頼みに行ったら、そんなんもしてごせって。もう一つ隣に行ったら、そんなんも返すけしてごせって、手が付けられんような状況になりまして、うち1件はハウスも建っててこぼすからそんなんも手伝ってよってというような状況で。本人には連絡とって進めるという状況に

ならず、もうちょっと様子見てから動かんと隣と隣がみんな出てきちゃって始末がつかんというような状況なものですから。もうちょっと保留して動いてみたいと思います。

議 長 はい、ご苦労様でした。続きましては、塚根委員。

塚根推進委員 はい、推進委員の塚根です。本人、〇〇さんと連絡を取りましてですね、学校を出てからすぐ〇〇のほうに行かれてもうこっちには帰ってきませんということで。田畑は処分したいということで、売買を希望されています。地元の〇〇〇〇に住んでおられたので、昔の人と話をしましたら今は買う者はおらんでということで、ちょっと難しい状況です。〇〇さんに、しばらくはあなたのほうも情報を得て何か方策を考えてくださいよ、ということで連絡はついております。継続して頑張ってみたいと思っております。

議 長 はい。なら、これからも継続してよろしくお願ひします。今本当に米の単価が安くなってるので、田んぼはいらんわいな、金払ってまで。タダでもいらんという人が結構出てきています。めげずに頑張ってもらわないといけません。続きましては、これも〇〇〇だな。數馬委員。

1 8 番 報告致します。これは〇〇さんという方に全部耕作していただくようになりました。以上です。

議 長 〇〇さんね。はい、ありがとうございます。続きましては〇〇〇〇の分で小谷委員かな。

小谷推進委員 推進委員の小谷です。これは場所的に衣笠委員の上のほうなんで彼に頼みますということで、今朝今日発表せんといかんでしょうということでどうですかと確認したら、先月から今日も田植えせないけんし正直なところ、できてないと。ということで、田植えが終わるのでそれから動くということでよろしく言うておいて欲しいということでした。

議 長 本人にきちんと行ってなかったかな、農作業で欠席は理由にならんからだめですということ。以前は話をしてるんですけど、オペがおらんから今日休むとか稲刈りにコンバイン乗らないけんとかは理由になりませんので。前に言ったのは、皆さんは自分が納得しての農業委員とか推進委員になっておられるので、病気とか冠婚葬祭とかの欠席以外はだめですよと言った経過がありますけど、衣笠委員はおんならんな。

1 4 番 はっきり本人に言わないけん。

議 長 皆さんも、今日田植えしたい人がほとんどおられるんですよ、投げて来て。ですからそういうことは今後も秋とかコンバイン等が動く時にも考えてもらってですね、そういう理由では欠席はできませんのでね。市から毎月1回の定例会に対して、農業委員に対して報酬が出てますので。ですから休むことはいけんということで、私の方から言うておきます。

次、所有者等を確知することができない農地の公示について。

00㎡を超えるものということです。

毎月定例会は22日なんですけど朝10時から。22日が土日の場合は繰り上げです。今は倉吉市のシティホテルを使っておりますけども、多分8月からは、また水明荘に変わると思います。シティホテルは高いもんで、予算が圧迫してきたもんで、県も。それで今度は水明荘に変わります。元々私が会長になる前から、日本海新聞ホールの鳥取の5階で県下全部を集めてやってまして、何年かして私が当時の会長に苦情を言ったんです。県下の会合をなんで鳥取でせないけんの、日野町や日南から半日ばかりで来るんですよ、中部でやったらいいじゃないですかって言ったら次の月から水明荘に変わったということで。ちょうど中部地震のあったころかな。それから倉吉シティホテルに代わりました。

それからもう1点、22日の県の総会の折に倉吉市の農業委員会だよりが受賞しましたので室山編集委員長に授賞に出させていただきますので。

13番 去年の分ですよね。

議長 去年の分ということです。非常に倉吉市の農業委員会だより頑張っておりますので、また来年もいい記事を書きたいと思っております。以上でございます。他にはありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれをもちまして閉会と致します。お疲れ様でした。

— 午後2時20分 閉会 —

本議事録の正当なことを認め、ここに署名致します。

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____